

談合情報対応マニュアル

(目的)

第1条 佐倉市談合情報対応委員会設置要領（平成7年6月1日施行）第9条に規定するマニュアルについて、法令等別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとし、市長が発注する契約に係る談合情報に関する取扱いを定め、もって市が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 このマニュアルで用いる用語の意義は、当該次の各号のとおりとする。

- (1) 談合 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項第2号に規定する「連合」と同義とする。
- (2) 委員会 佐倉市談合情報対応委員会設置要領に基づき設置される委員会をいう。
- (3) 委員長 佐倉市談合情報対応委員会設置要領第4条の規定による委員長（委員長が不在のとき、副委員長をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 契約担当者等 佐倉市行政組織規則（昭和46年4月規則第11号。以下「組織規則」という。）第3条に規定する内部組織のうち、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号。以下「財務規則」という。）別表第3その2の表の入札の実施に関することを専決する課等の長等若しくは職員等をいう。
- (5) 事業担当者等 組織規則第3条に規定する内部組織のうち、当該入札及び契約に係る事業を担当する課、所、園等の長若しくは職員をいう。ただし、議会事務局においては次長若しくは職員をいい、その他の補助組織においては、局長若しくは職員等をいう。

(適用範囲)

第3条 このマニュアルは、市長が発注するすべての契約に適用する。

(入札執行前に談合情報を受けたときの取扱い)

第4条 入札執行前に談合情報を受けたときは、当該次の各号のとおりとする。

- (1) 談合情報に関する調査の必要性の判断
 - ア 委員会への付議 契約担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたとき（事業担当者等が、談合情報を受け談合情報記録書（様式第1号）により記録にとどめ、契約担当者等に通報した場合も含む。）は、情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について、談合情報記録書により記録にとどめるとともに、談合情報報告書（様式第2号）により委員会に付議しなければならない。
 - イ 委員会の審議 委員会は、契約担当者等から前アにより付議されたときは、情報の提供者が明確か、次のウに掲げる具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。
 - ウ 具体的な談合の内容

- (ア) 談合に關与した業者名が明らかであること。
 - (イ) 談合が行われた日・場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。
 - (ウ) 設計金額に極めて近い落札予定金額を示していること。
 - (エ) その他談合に参加した当事者以外に知りえない情報があること。
- (2) 事情聴取 契約担当者等及び事業担当者等は、談合情報について、委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加予定者」という。）のうち事情を聴取する必要があると認められるものから、事情聴取書（様式第3号）により事情を聴取しなければならない。
- (3) 入札執行の是非の判断
- ア 委員会への付議 契約担当者等は、(2)の事情聴取を終了したときは、入札執行の是非について、談合情報記録書、談合情報報告書及び事情聴取書（様式第3号）を添付し、書面（様式第4号）により、委員会に付議しなければならない。
 - イ 委員会の審議 委員会は、契約担当者等から前アにより付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行の是非について判断しなければならない。
- (4) 誓約書等の徴取及び入札の執行
- ア 契約担当者等は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加予定者から、誓約書（様式第5号）を徴取するとともに、入札執行後、談合の事実が明らかになった場合は、入札を無効にする旨、談合その他の不正行為に係る特約があり契約の解除、違約金、損害賠償金が発生する旨及び入札金額に対する積算内訳書を返却しない旨の注意を促した上で入札を執行する。
 - イ この場合、入札参加予定者に対し、第1回の入札に際し、入札金額に対する積算内訳書の提出を求め内容を事業担当者等において審査する。また、これは返却しないものとする。
 - ウ 積算内訳書の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、次の(5)により対応しなければならない。
- (5) 入札の取止め等 契約担当者等は、委員会が入札を執行すべきでない判断したときは、佐倉市電子入札約款第5条又は佐倉市郵便入札約款第5条の規定により、入札を延期又は取り止めなければならない。
- (6) 市長への結果報告 委員長は、談合情報に関する処理結果について、談合情報記録書、談合情報報告書、事情聴取書等必要な書類を添付し、市長に報告しなければならない。
- (7) 公正取引委員会等への連絡 市長は、調査を行った談合情報について、書面（様式第6号）により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じ、警察署へ連絡する。

(入札執行前における談合情報の特例)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を委員長に委ねることを承認するものとする。

(1) 入札執行前に談合情報の提供があった場合において、次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当するときは、調査をすべき談合情報の提供があったものみなし、前条(1)のアに規定する委員会への付議をせず、同条のアに規定する談合情報記録書及び談合情報報告書に基づき、前条(2)の事情聴取を行なわせることを専決する。

ア 談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が明らかな場合であって、談合情報において対象事業及び落札予定者(共同企業体への発注事業の場合は、共同企業体の代表者である構成員を含む。以下同じ。)が特定されているとき。

イ 談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が不明な場合であって、談合情報において、対象工事及び落札予定者が特定され、かつ、次の(ア)から(ウ)のいずれかが含まれているとき。

(ア) 談合に関与した業者の名称

(イ) 談合が行われた日時及び場所その他具体的な談合方法

(ウ) 落札予定金額その他談合に参加した者以外に知り得ない事項

(2) 前(1)の規定による場合において、その事務手続きは、前条(4)から(6)を準用する。ただし、入札執行までに委員会への付議が間に合わないと認められる場合は、当該の次のア及びイに掲げるいずれかの措置をとることができる。

ア 入札執行を延期又は取りやめし、委員会の審議後、入札執行する。

イ 入札執行を延期又は取りやめせず執行する場合において、前条(4)のア及びイの措置のほか、積算内訳書の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られない場合その他疑義がある場合は、委員会の審議が終了するまで、落札者の決定宣言を保留する。

(3) 委員会は、同条(1)の規定にかかわらず、入札執行前に調査を行う時間がないと認められる場合であって、入札を延期することが当該事業の発注の遅れにより予想される事業実施上の支障その他影響等に照らして困難であるときは、入札執行後に調査を行うことができるものとする。この場合においては、前(2)のイの措置を準用するものとする。

(入札後、契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い)

第6条 入札後、契約締結前に談合情報を受けたときは、次の各号のとおりとする。

(1) 談合情報の調査の必要性の判断

ア 委員会への付議 契約担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたとき(事業担当者等が、談合情報を受け談合情報記録書により記録に

とどめ、契約担当者等に通報した場合も含む。)は、情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について、談合情報記録書により記録にとどめ、談合情報報告書により委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議 委員会は、契約担当者等から前アにより付議されたときは、情報の提供者が明確か、第4条(1)のウに規定する具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

(2) 事情聴取 契約担当者等及び事業担当者等は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)のうち事情を聴取する必要があると認められるものから、事情聴取書により事情を聴取しなければならない。

(3) 契約締結の是非の判断

ア 委員会への付議 契約担当者等は、前(2)の事情聴取を終了したときは、契約締結の是非について談合情報記録書、談合情報報告書及び事情聴取書を添付し、書面により委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議 委員会は、契約担当者等から前アにより付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、契約締結の是非について判断しなければならない。

(4) 誓約書等の徴取及び契約締結 契約担当者等は、委員会が契約締結を行って差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者から、誓約書(様式第5号)及び入札金額に対する積算内訳書を徴取するとともに、契約締結後、談合の事実が明らかになった場合は、佐倉市電子入札約款第7条第6号又は佐倉市郵便入札約款第8条第8号の規定により入札を無効にする旨、談合その他の不正行為に係る特約があり契約の解除、違約金、損害賠償金が発生する旨及び入札金額に対する積算内訳書を返却しない旨の注意を促した上で落札者と契約を締結する。

(5) 契約締結の取止め 契約担当者等は、委員会が契約締結を行うべきでない判断したときは、佐倉市電子入札約款第7条第6号又は佐倉市郵便入札約款第8条第8号の規定により、入札を無効とし、契約締結を取り止めなければならない。

(6) 市長への結果報告 委員長は、談合情報に関する処理結果について、談合情報記録書、談合情報報告書、事情聴取書等必要な書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(7) 公正取引委員会等への連絡 市長は、調査を行った談合情報について書面により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じ警察署へ連絡する。

(入札後、契約締結前に談合情報を受けたときの特例)

第7条 委員会は、入札後、契約締結前に談合情報を受けた場合において、前条(1)のアに規定する委員会への付議が間に合わないことが明らかな場合

には、契約締結の有無について、委員長に委ねるものとする。

(1) 事務手続き等の準用

ア 委員会の審議が終了するまで、契約締結を保留する場合において、前条を準用する。

イ 契約締結をする場合は、前条(2)の規定により事情聴取を行い、次条(3)から(7)の規定を準用する。

(契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い)

第8条 契約締結後に談合情報を受けたときは、次の各号のとおりとする。

(1) 談合情報の調査の必要性の判断

ア 委員会への付議 契約担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたとき(事業担当者等が、談合情報を受け談合情報記録書により記録にとどめ、契約担当者等に通報した場合も含む。)は、情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について、談合情報記録書により記録にとどめ、談合情報報告書により委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議 委員会は、契約担当者等からアにより付議されたときは、情報の提供者が明確か、第4条(1)のウに規定する具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

(2) 事情聴取 契約担当者等及び事業担当者等は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該契約の相手方及び入札参加者のうち、事情を聴取する必要があると認められるものから、事情聴取書により事情を聴取しなければならない。

(3) 契約解除の是非の判断

ア 委員会への付議 契約担当者等は、(2)事情聴取を終了したときは、契約解除の是非について、談合情報記録書、談合情報報告書及び事情聴取書を添付し、書面に委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議 委員会は、契約担当者等から前アにより付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められる証拠の有無により、契約解除の是非について審議しなければならない。

(4) 誓約書等の徴取及び契約の履行の継続 契約担当者等は、委員会が契約の履行を継続して差し支えないと判断したときは、当該契約の相手方及び入札参加者から、誓約書及び入札金額に対する積算内訳書を徴取するとともに、これ以後、談合の事実が明らかになった場合は、談合その他の不正行為に係る特約があり契約の解除、違約金、損害賠償金が発生する旨及び入札金額に対する積算内訳書を返却しない旨の注意を促した上で契約の履行を継続する。

(5) 契約の解除 契約担当者等は、委員会が契約の履行を継続すべきでないとして判断したときは、談合その他の不正行為に係る特約の規定により契約を解除するとともに、違約金又は損害賠償金を徴取することができる。

(6) 市長への結果報告 委員長は、談合情報に関する処理結果について、談合情報記録書、談合情報報告書、事情聴取書等必要な書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(7) 公正取引委員会等への連絡 市長は、調査を行った談合情報について、書面により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じ警察署へ連絡する。

(情報公開)

第9条 このマニュアルは、佐倉市市政資料室及び佐倉市ホームページにおいて、閲覧又は掲示の方法により公表する。

(補則)

第10条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、関係部局と協議し、定めるものとする。

附 則

このマニュアルは、平成7年6月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成8年7月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成10年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成13年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成15年7月1日から施行する。ただし、施行日前の措置は、従前の措置による。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日決裁 佐契第914号)

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。